

新旧対照表

旧（周辺事態法 別表第一 備考）

- 一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。
- 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。
- 三 物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送（傷病者の輸送中に行われる医療を含む。）を除き、我が国領域において行われるものとする。



新（重要影響事態法 別表第一 備考）

物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

戦闘作戦行動のために 発進準備中の米軍機への 支援について

大森政輔・内閣法制局長官の答弁（1999年1月）

こういう形態における物品及び役務の提供というものは、やはり米軍の武力行使との一体化の問題について慎重な検討をする問題ではないかということで問題にいたしまして、そして延々と議論を重ねたわけでございます。

そのうちに、いや、そもそも要請がないならばもう最後まで議論をし尽くす必要もないじゃないかということで、（中略）憲法上慎重な検討をする問題であるということまでの共同認識を得て、それ以上の、絶対クロだというところまでの断定はしていないわけでございますが、私どもの立場では、今もやはり憲法上の適否について慎重な検討をする問題であるという認識には変わりございません。